

商標の詳細な説明	
団 体 商 標	
地 域 団 体 商 標	
優先権主張 国名	
出願年月日 件数	
商品及び役務の区分	
指定商品 (指定役務)	登 録 年 月 日
	第 二 表 示 部
	登 録 事 項
表示番号 (付記) :	甲 区
	登 録 事 項
順位番号 (付記) :	乙 区
	登 録 事 項
順位番号 (付記) :	丙 区
	登 録 事 項
順位番号 (付記) :	丁 区
	登 録 事 項
順位番号 (付記) :	国 際 登 録 事 項 記 録 部
	登 録 事 項
記録番号 (付記) :	

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）
第六条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十
四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五号中「11」を「11(a)(ii)」に改め、同条第七号を次のように改める。
4.(a)(iv)を「11(a)(ii)」に改め、同条第七号を次のように改める。
七 出願人が選択する管轄国際調査機関の表示
第二十七条の二第二項中「一年四月以内」を「一年四月の期間が満了する日又は国際出願の日か
ら四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間」に改め、ただし書を削る。
第二十七条の三第三項中「を追加して行う」を「について補正をする」に、「一年四月以内」を「一
年四月の期間が満了する日又は国際出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの
間」に改め、ただし書を削る。
第二十八条の二の次に次の二条を加える。
（優先権の回復の請求）
第二十八条の三 条約第八条(1)の規定により国際出願について優先権を主張しようとしたにもか
わらず、規則2.4(a)に規定する優先期間（以下この項において単に「優先期間」という。）内に当該
国際出願をすることができなかった者は、当該国際出願をすることができなかったことについて
正当な理由（以下この条において「回復理由」という。）があり、かつ、優先期間の経過後二月以
内に当該国際出願をしたときは、当該期間内（条約第二十一条(2)(b)の規定による国際出願の国際
公開の請求があり、かつ、当該請求により国際公開の技術的な準備が完了した後を除く。）に限り、
特許庁長官に対し、書面により当該優先権の回復を請求することができる。
2 前項の規定による優先権の回復の請求（以下次条までにおいて「優先権の回復請求」という。）
は、願書又は様式第十五の二の二若しくは様式第十五の二の三（次項において「優先権の回復請
求書」という。）によりしなければならない。
3 優先権の回復請求をする者は、第一項に規定する期間内に様式第十五の二の四又は様式第十五
の二の五（優先権の回復請求書により優先権の回復請求をする場合にあつては、優先権の回復請
求書）に回復理由を記載して特許庁長官に提出しなければならない。
4 優先権の回復請求をする者は、第一項に規定する期間内に、回復理由があることを証明する書
面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めると
きは、この限りでない。
5 優先権の回復請求をする者は、国際出願の際に当該優先権の回復請求に係る優先権を主張しな
かつたときは、第一項に規定する期間内に、その優先権を主張しなければならない。
6 前項の規定による優先権の主張は、様式第十三の三又は様式第十三の四によりしなければならない。
（優先権の回復の決定等）
第二十八条の四 特許庁長官は、優先権の回復請求があつたときは、当該優先権の回復請求を認め
るか否かの決定をしなければならない。
2 特許庁長官は、優先権の回復請求を認めない旨の決定をしようとするときは、出願人に対し、
その理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
3 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。
4 特許庁長官は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。
第二十九条の四第一項中「次のいずれかに該当する場合を除き」を削り、同項に次のただし書
を加える。
ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該出願の写しを提出することは要しない。
第二十九条の八第二項中「第二十九条の六第一項」の下に「又は第二十九条の七」を加える。
第三十一条の二第二項中「及び第三項」及び「並びに同条第四項の規定により納付すべき手数料
のうち、規則15.1に規定する国際出願手数料（以下「国際出願手数料」という。）を削る。